

2012.10.25
第57号

家庭問題情報誌 ふあみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

平成家族考 57 《最近の若者論について考える》 1～3 頁
ア・ラ・カルト 《子どもが主人公の面会交流 (2)》 4～5 頁
海外トピックス 《身体と心の性の不一致への対応》 6～7 頁

◆平成家族考 57

最近の若者論について考える

2005年10月25日刊行の本誌「ふあみりお」第36号の平成家族考は、「戦後60年の若者群像を見る—いつの時代も若者たちは大人を不安がらせてきたが…」を掲載し、団塊世代、新人類世代、団塊ジュニア世代の若者(15歳から25歳ぐらい)像を紹介しました。あれから7年、最近の若者たちについては、「車は乗り回さない、酒は飲まない、恋愛やセックスには淡泊、家にいたがる」と、いわゆる草食系の若者が増えたようにいわれていますが、本当にこのように変わったのでしょうか。「いつの時代も若者たちは大人を不安がらせてきた」というのは間違いだったのでしょうか。今回は、数多く出版されている最近の若者を論じた本の中から代表的な数冊をやや詳しく紹介して、最近の若者像を探り、それはどうしてそうなったのか、それで若者たちは幸せなのか、などについて考えてみたいと思います。もちろん、ここに描かれる若者像とは違う生き方をしている若者たちが沢山いることも忘れてはなりません。

第1章 最近の若者像

各種の統計資料や若者たちの意識調査等を駆使して、最近の若者像を実証的に紹介している日経産業地域研究所主任研究員山岡 拓の「欲しがらない若者たち」(引用文献1)から最近の若者像を見てみたいと思います。「第1章 車離れに見る若者たちの価値観」で、乗用車市場動向調査や若者の意識調査などから、僅か7年で若者たちの車の購買意欲は半減し、普通自動車の運転免許を取得する比率も低下し、「車を持っていないがぜひ欲しい」と答えた若者は、2000年は50%近くあったのに07年には25%と半減しており、これは少子化による若者の人口減をはるかに超える減少となっています。貧しいから買えないのではなく、お金があっても車は無駄、もったいないと考えているとのこと。これは車のカッコよさや走りを競い、デートに誘うことに喜びを感じていた往年の若者たちとは価値観が違っているよう

です。

「第2章 若年男子は酒よりスイーツへ」では、20代の「飲まない派」は4割近くで、その理由の第1位は「酒に弱いから」が5割を占めていますが、第2位は「お金がもったいないから」が3割に達しており、飲酒にお金を使うこと自体がもったいないと考えているようだといえます。また、「アフターファイブ調査」によれば、「退勤後は極力早く自宅に帰りたい」が20代では71%で、群を抜いています。たとえ待つ人がいなくても、とにかく家に帰って「まったりしたい」のだといえます。「スイーツの消費動向調査」(07年12月全国調査)によると「ケーキなどの洋生菓子が好き」と答えた20代男性は85%で、他の世代と比べて突出しています。「第3章 後退する「ハレの消費」と「巣ごもり」傾向」では、若者たちから旅行と遠出レジャーのニーズが消えたことを取り上げています。日本人の年間出国者数は、2000年には約1781万人で、うち20代は約418万人

この「ふあみりお」は、宝くじ[®]の社会貢献広報事業として作成されたものです。



(23%)であったのが、08年の出国者数は約1600万人で、2000年と比べて1割減りましたが、この落ち込みの主因は20代で、262万人と4割近く減ったことによります。ハレの日(休日)には、「ほとんど家にいる」又は「家にいることが多い」と答えた20代は43%で、これは育児期にかかった30代とほぼ同じです。男女別の比較では、20代男性47%、女性39%で、男性の方が巣ごもり傾向が強いことが分かります。20代の休日の過ごし方を2000年と07年と比べると、「テレビ・ビデオ・DVDを見る」は73%から62%へ、「ショッピングに出かける」は71%から62%へと減少し、「ドライブをする」は31%から18%へと減少しています。逆に増加したのは「掃除・洗濯など家事をする」が36%から44%へ、「家で勉強や読書をする」が21%から30%へと増加しています。休日でも家にいて家事をしたり、読書したりする若者が増えているというのです。

「第4章 増えていくのは貯金だけ」では、若者たちの貯蓄志向を取り上げています。総務省は、5年に1度「全国消費実態調査」を実施していますが、04年の30歳未満の勤労者単身世帯の平均消費性向は80.8で、前回1994年の82.7に比べて2ポイント低下しました。これは収入の中で消費支出を減らして貯蓄に回したことを表しています。全世帯の平均消費性向は76.6から78.0へと上昇しているだけに、若者の貯蓄志向が鮮明になります。「若者意識調査」によれば「自由に使えるお金の主な使い道」で、貯蓄を挙げた20代は、2000年に28%であったのに対し、07年には36%まで高まっています。07年調査の貯金の現在高を見ると、300万円以上ある人が20代回答者のほぼ4分の1、500万円以上ある人も1割を超えています。何人かの男性回答者は「日々の生活を切り詰めたり、買いたいものを我慢して貯めているわけじゃないです。自然と貯まっていけますよ」と口を揃えて強調したとのこと。「第5章 恋愛市場の危機」では、デートのためにがんばらない若者、恋人よりも友達と一緒に気楽という若者、恋愛は面倒、金がかかる、個人の楽しみが減るといった若者、合コンは過去のものとする若者たちについて紹介しています。

因みに、本年9月1日の朝日新聞朝刊は、日本性教育協会「青少年の性行動全国調査」の11年調査の結果を踏まえ、若者の性交経験率が低下してきていることを大きく報じました。識者たちは、「若者は草食化した」と断じています。また、平成23年度版の犯罪白書(引用文献2)は、少年による一般刑法犯検挙人員は、少子化の影響で急速に減少しているのは当然としても、人口比も低下してきており、殺人・強盗の凶悪犯、傷害・暴行の粗暴犯の人口比も低下してきていることを示しています。

往年の若者たちは、大人を不安がらせる行動が多かったのに、最近の若者たちは、自制的、禁欲的で、一見大人が喜びそうな若者へ変わったように見えますが、どうしてそうなったのでしょうか。いじめの問題がマスコミを賑わせているのに、それとはどのように関連しているのでしょうか。

第2 なぜ若者たちは変わってしまったのか

社会学者土井隆義は「友だち地獄―「空気を読む」世代のサバイバル」(引用文献3)において、最近の若者たちは、優しい関係の維持を最優先にして、摩擦や衝突を避けようと慎重に人間関係を営んでいるといます。薄氷を踏むような繊細さで相手の反応を察知しながら、自分の出方を決めていかなければならない緊張感が漂い、その息苦しさはある中学生の川柳「教室はたとえ言えば地雷原」ということになります。「第1章 いじめを生み出す「優しい関係」」の中で、友だちとの衝突を避けるためのテクニックがぼかし表現で、「とりあえず食事とかする?」、「ワタシ的には、これに決めたいな」と断定を避ける表現や、「あ、そうなんだあ」と半独言・半クエスチョン表現でぼかして摩擦や衝突を避ける。仲間との関係が一時的にでも揺らぐことを極端に恐れ、自分だけ浮いてしまう不安から、その場の空気をきちんと読んでノリを合わせ、仲間をシラケさせないようにいつも気を遣わざるを得ない。関係を維持する強固な絆という後ろ盾がないから、その場の空気が読めない、いわゆるKY発言をすると、場はいつぱんにシラケて、優しい関係という砂上の楼閣は崩れ落ちてしまう。したがって元々の関係を維持しようとして、KYを排除するためにいじめの対象となることもある。いったん誰かをターゲットにしていじめが始まると、その空気の流れには誰も逆らうことができなくなってしまうといます。「第4章 ケータイによる自己ナビゲーション」では、若者たちにとってケータイは用件を伝えるメディアではなく、ふれあいを目的としたメディアであり、仲間の中での自分の立ち位置を写す鏡であるため、常時ナビゲートし、メールには即座にレスポンスして、優しい関係の維持に腐心するといえます。

若者研究者原田曜平の「近頃の若者はなぜダメなのか―携帯世代と「新村社会」」(引用文献4)は、全国の若者たちと友達になって得た情報に基づいて書かれています。「はじめに 若者はなぜ過剰に空気を読むようになったのか?」で、みんなの顔色をうかがい過ぎて料理を頼めない高校生やマスカラを塗りながら「合いの手」を入れるのに必死なギャルを紹介しています。「第1章 読空術、を駆使する若者たち」では、若者たちが相手を傷つけないためには平気で嘘をつき、顔色を見て相手の喜びそうなキャラ

を演じる例などを紹介しています。07年の新語・流行語大賞にKY(空気が読めない)が選ばれるほど、若者たちの間で「空気を読む」という行為が重要視されてきましたが、これは昔から日本にあった慣習です。著者も触れている評論家山本七平「「空気」の研究」(引用文献5)によれば、終戦直前、沖縄へ向けての戦艦大和の出撃が無謀であるとする人々には、その明確な根拠があったのにその場の「空気」で出撃が決まったことを知った山本は、絶対的権力を持つ妖怪のような「空気」の研究に乗り出し、日本には「抗空気罪」があるといっています。そして、明治時代までは、この空気を変えるには「水を差す」という方法があったといえます。若者たちには、細心の注意を払いながら維持して来た空気がKYの一言で水を差されて変わってしまうことを恐れて、排除しようという空気が生まれるのでしよう。

「第2章 知り合い増えすぎ現象―新村社会、の誕生」では、ケータイが若者たちには人間関係ツールとなり、紹介制会員サービスであるSNY(交流サイト)に所属し、自分のプロフ(自己紹介サイト)、ホームページ、ブログなどで知り合いが増えすぎ、繁華街に行くと誰かに見られていて直ぐ、見たよとメールされ、プロフやブログに晒されるなど、まるで監視社会にいる感じで、面倒くさいので出歩かなくなり、酒も飲まなくなり、デートもしなくなるなどが紹介されています。そして著者は、このような息苦しい若者の友達関係を「新村社会」と名付けています。新村社会で村八分に遭わないための9つの掟の一部を紹介します。③一体感を演出しなくてはいけない。誰かが「あれやばいよね～」と言ったら「やばいやばい！」④会話を途切らせてはいけない。メールには即レスポンス⑤「正しい」ことより「空気」に従わなくてははいけない。空気には逆らわない ⑥「だよね会話」をしなければいけない。「だよね～。ところで～」

これらの掟を破った場合の新村八分の特徴は、誹謗中傷や個人情報ネットに晒される場合もあり、公開処刑の観があるといえます。今の若者たちは、加害者・被害者が分かりにくい差別といじめを育てる温床の中にいるかのようです。

原田曜平は三浦展との共著「情報病―なぜ若者は欲望を喪失したのか？」(引用文献6)で、現役早大生を草男として座談していますが、草男の発言から、「熱海ぐらいの旅行なら誘ってもいいが、海外旅行の話は、貧しい仲間もいるからKYになる」など、空気を読むから欲望も消費も縮小することがよく分かります。

第3 やはり大人を不安がらせる若者たち

第1章で、最近の若者たちは、「車は欲しがらない、海外旅行はしない、酒は飲まない、恋愛やセックス

には淡泊、休日は家にいる、貯金をする」傾向があることを見ました。そこには、戦後のどの世代よりも自制的、禁欲的な若者像があります。しかし、これは、第2章で見たように、仲間(新村社会)の空気を読み、優しい関係の維持を最優先にし、注意深くKYにならないように、まるで地雷原を歩くような緊張感で支えられているのです。若者たちは、少し破目を外すぐらいに伸びのびと生きていくものだと私たち大人は思っていたのに、これでは若者たちが余りにも痛ましくて、不安にならざるを得ません。

山本七平は空気の研究に続いて「「水=通常性」の研究」(引用文献5に併載)を発表し、論理・データを無視して膨張する空気に「水を差す」ことで、その空気を雲散霧消させて通常性を取り戻すことの大切さを説き、空気に水を差すことができる社会こそ自由があるといえます。敗戦間近に竹槍で戦うのだという高揚した空気の中で、「でも竹槍はB29に届かない」と水を差して非国民扱いにされるところには自由はないということです。膨張する空気の危うさを読み取り、水を差してしばませる人も、空気が読めないで場違いな発言をする人も存在する集団にこそ自由があり、通常性を失わないということになります。私たちは、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震のとき、ボランティアとして全国から駆けつけた若者たちの凛とした姿を忘れません。昨年、東日本大震災のとき、人間の絆の旗のもと、多くの若者たちが泥水の中で働いた姿を忘れません。新村社会の若者たちも仲間との絆を大事にしているのでしようが、それは村人たちの相互監視によって繋ぎ止められている危うい絆です。原田曜平は、先に紹介した引用文献4の「第6章 つながりに目覚めた若者ネットワーク」の中で、縮こまる若者ばかりではなく、ネットワークの広がりから、つながりと絆に目覚めて1,000人規模のイベントを開催する高校生・大学生ネットワークが増殖していることを紹介し、これらの超ネットワークが新村社会を制する勝ち組となると予測しています。若者たちは、いつの時代も大人たちを不安がらせますが、ボランティアに参加する若者たちを思い浮かべながら、その自浄作用を信じたいと思います。

引用文献

- 1 山岡 拓「欲しがらない若者たち」2009.12 日経プレミアシリーズ
- 2 平成23年度版犯罪白書 2011.11 法務省
- 3 土井隆義「友だち地獄―空気を読む」世代のサバイバル」2008.3 ちくま新書
- 4 原田曜平「近頃の若者はなぜダメなのか―携帯世代と「新村社会」」2010.1 光文社新書
- 5 山本七平「「空気」の研究」1983 文春文庫
- 6 三浦 展・原田曜平「情報病―なぜ若者は欲望を喪失したのか？」2009.12 角川 one テーマ21

子どもが主人公の面会交流（2）

—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—

◀前号から続く▶

第2章

3 子どもの年齢と意向への配慮

面会交流の取決めをするときに、子どもの年齢は大切な配慮事項になります。

(1) 乳児期（0～3歳頃）

生後8か月頃からは人見知りが始まり、その後2歳頃までは、親離れしたように見えても親の居場所が確認できていなければ遊べない時期です。睡眠、授乳等の生活リズムが大切な時期でもあります。この時期は、同居親の同席なしには面会交流が行えないことが多く、父母が同席、協力のできる条件を工夫して取決めを行う必要があるでしょう。

(2) 幼児期（3～6歳頃）

乳児期に面会ができなかった場合でも、少なくとも3歳頃には面会交流を開始するのが望ましいでしょう。最近、ほとんどの子どもがこの時期に同居親から離れて、保育園、幼稚園等の集団生活を経験しています。面会交流場面では、初めの何回かは消極的態度を示す子どももいますが、ほどなく別居親と打ち解けて、その親子ならではの自然な交流ができるようになります。3歳頃からは、記憶を司る脳の海馬が急速に発達する時期でもあり、この交流経験が生き生きとした物語（エピソード記憶）として残っていくといわれます。この時期の子どもは言葉も達者になり、集団遊びができるようになります。父母との外出経験を楽しげに自慢げに伝え合ったりします。別居親との生き生きした交流経験があれば、子どもは引け目を感じることなく仲間入りすることができるでしょう。

幼児期に面会交流を開始すれば、親同士の責任で取決めを行うことができます。会いたいかどうかなど親の方から聞くことをせず、子どもが板ばさみにならないような配慮をしながら面会交流を軌道に乗せる努力が大切です。

(3) 小学校1年生頃～4年生頃

この年齢になると、子どもの生活は学校生活中心になり、お稽古ごとや地域の行事への参加など、活動範囲が広がります。親の送迎なしには登下校しない欧米に比べると、季節ごとの学校行事、スポーツクラブ、集団登校、児童見守隊、学童クラブなど、日本の子どもは地域に密着して生活しています。スポーツクラブなどは、欠席が多ければ当てにされなくなり、レギュ

ラーになれなかったり、ポジションを他の子どもに奪われたりします。このため、幼児期に密度の高い面会交流を行ってきた子どもであっても、この時期になると学校生活を尊重して会い方を工夫する必要が出てきます。

この年齢になって初めて面会交流を開始する場合には、子ども自身が面会を拒否することが多くなります。この年齢の子どもは、同居親との一体感が強く、同居親の意向を自分の意向と感じたり、同居親の感情を大切にしたいと思うようになってきているからです。このような場合には、できるだけ、受容的な雰囲気の中で、まず、子どもに言いたいことを十分言わせ、できることをできる範囲で進めるのがコツです。

また、小学校中学年頃になると、子どもは両親の復縁への願望を抱きやすいといわれます。このため、父母同席での面会交流をすることは、むしろ避けるほうが望ましいでしょう。

なお、どの時期についてもいえることですが、不協和音が感じられる父母の同席は、忠誠心葛藤を強める結果を招きます。

(4) 小学校高学年から中学生以上

新しい家事事件手続法 65 条では、家庭裁判所が未成年者である子がその結果により影響を受ける家事審判の手続きにおいては、子の意思を把握するように努め、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないと規定されています。また 15 歳以上の子の陳述を聴取しなければならない家事審判の範囲も拡張されました。

経験的に見て、9、10歳頃から15歳頃までの子どもの意向を聴きとることが最も難しいと言えるでしょう。この年齢になってから、子どもが初めて面会交流を受け入れるのは極めて困難です。その際には、会いたくないという子どもの意見表明権は尊重しなければなりません、子どもに責任を負わせない工夫が必要です。

パパっ子だったにもかかわらず、父親との面会を拒否した女子中学生が、50歳代になって「うつ」になってしまった例があります。父親が娘の写真をいつも胸ポケットに入れて、再会を願いながら1年前に病死していたことを知った後のことです。父親とは会わないという決心が、母親の立場を考えた中学生としての自分の分別のつもりだったとのことですが、父親を捨てた自分を責めて「うつ」になってしまったのです。

将来、「自分は親を捨てた」というような罪障感を負わないように、面会を一度だけに限定するとか、受験に専念する期間ということにして、面会の開始を延期したりするなど、形の上では結論は親が出したということにするような配慮がほしいものです。

小学校高学年や中学生で面会を続けている場合には、家族を失い孤独に暮らしている父親への慈愛や憐憫を感じている子どもも少なくありません。このような子どもはすでに親を超えていると言えるでしょう。

4 間接的会面交流及び子どもの生活情報の提供

子どもの普通の暮らしぶりが気になっている別居親が、写真、手紙、電話、あるいは、健康状態、通園、通学先の行事、学習成果等の情報を求めることがあります。これは直接会って交流する会面交流に対して間接的会面交流と言うことができます。情報提供は、同居親や子どもから自発的に実施されれば問題がないのですが、請求されると生活への干渉のように感じたり、不鮮明で小さな写真一枚をアリバイのように送る同居親がいます。このような情報提供のやり方は、新たな紛争の火種になることさえあります。したがって、同居親は、その場逃れの約束をしてはいけません。確実に実行できることだけを取り決め、取り決めた以上は請求を待つことなく実行しなければなりません。別居親も、約束の内容を勝手に広げて、次々に請求してはいけません。

別居や離婚後に、子どもだけを生きがいにしているかのように子どもの情報を強く求める別居親の中には、孤独な生活に耐え切れずうつ病的になっている人がいます。子どもに会ったときに元気な笑顔を見せてあげることができるように、新しい趣味や生活経験を広げることを試みてほしいものです。

5 祖父母との会面交流

祖父母が孫をいとおしく思うのは自然な感情です。子どもにとっても、愛情を注ぐ身内の数は少ないより多い方がよいに決まっています。祖父母の会面交流権が法律で認められている国もあります。実際に、祖父母の援助に支えられている病気の同居親の子が、祖父母と会面交流を続けている例もありますし、婚姻中の関係がよかった姑と孫の関係を離婚後も大切にしたいという同居親もいます。でもこれは、今のところ少数派です。離婚原因が嫁姑の不和であったり、両方の祖父母が口を出したことから子どもの奪い合いが起きたり、一族同士の対立に拡大した例の方が多いようです。

祖父母と孫との会面交流は、取決めが難航するようならまず親子だけの会面交流を先行して、父母間の信頼感が形成されるまでしばらく待った方がよいでしょう。

ところで、祖父母は父母間の取決めがどうあれ、孫

に対して没我的な愛情を感じていることが多いものです。その結果、同居親の祖父母が、面会から戻った子どもに面会の内容を聞きたがったり、逆に、宿泊等の会面交流をした際に、別居親の祖父母が子どもを歓待し過ぎて同居親を困惑させることがあります。子どもが安心して面会できるように、父母はあらかじめ祖父母に節度ある行動を求めておかなければなりません。

第3章 会面交流を実施するにはどのようなことに配慮したらよいでしょう

1 父母間における配慮

(1) 初めからうまくいくとは限らない

別居親は子どもに受け入れてもらえるか、同居親は子どもが自分から離れて別居親と遊んでくれるか、自分自身が相手の声や姿におびえてしまわないか、はじめての会面交流は父母の緊張と不安の頂点で始まります。子どもにも夫婦喧嘩の記憶が残っています。ですから、初めからうまくいかなくても当たり前なのです。うまくいかなくても相手を非難せず、急がば廻れの精神で、辛抱強く続けることが成功へのカギです。特に初回は、子どもが別居親とはこれきり会えなくなるかもしれないという不安を抱えています。そのために、同居親のところへ帰りたくないと言いたすことがあります。別居親が、同居親と約束してあるから必ずまた会えると子どもに伝えられるように、父母は事前によく打合せをしておく必要があります。

(2) 約束を誠実に守る

会面交流で最も大切なことは、第2章に述べたとおり会面交流を継続することです。継続させるキーポイントは、約束を誠実に守ることです。約束が守られて、初めて父母の間に信頼感が生まれるのです。守れない約束は始めからしないことです。その中でも特に重要なことは時間を守ることです。子どもの受渡しには「5分前ルール」が必要です。

約束を守るためには、事前の打合せが大切です。子どもが予定外の所へ行きたいと言った、泊まりたいと言った、祖父母が会いたいと言った等の理由で、打合せなしに会面交流の内容を変更したために会面交流が閉ざされるのはごく普通にあることです。(以下、次号)

冊子「子どもが主人公の会面交流」の頒布

購入希望の方は、葉書又はファックスで〒番号・氏名・住所・冊数を記入の上、8頁右肩にある当センターへ申し込んでください。

頒価 1冊税込 315円＋送料（5冊まで 80円）冊子に同封の振替用紙で送金してください。

身体と心の性の不一致への対応

—諸外国とわが国の場合—

男性であるか女性であるかは生物学的には染色体によって決まっています。身体の性とは別に心の面ではだれでも自分とは逆の性の傾向を多少なりとももっていますが、大多数の人は男性であること又は女性であることを受け入れて社会に適応しています。しかし中には両者が全く一致しないで悩んでいる人がいます。こうした人が逆の性を装って生きたり、性別変更の手術を受けたりしても逆の性として公に認められることは困難でしたが、近時人権意識が高まるにつれ身体と心の性の不一致は障害の一種（Gender Identity Disorder、略称G I D）であり、この障害をもっている人の人権をも尊重しなければならないという気運が生じてきました。これに関して何が問題になるか、先進諸外国ではどう対応しているかを概観するとともに、わが国の法制と実務のあり方についても考えてみましょう。（参考文献 棚村政行「性同一性障害の医療と法—民事法の立場から」南野知恵子編「性同一性障害と医療法」株式会社メディカ出版 2012）

性別の変更とは

性別は個人の識別、親族関係、職業その他社会一般に広く関わり、個人が勝手に変更できないのは言うまでもなく、公的に認められることも困難でしたが、上記のように人権尊重の見地から性別変更を一定の要件のもとに社会として認めようという気運が生じました。その要件とは国により、時代により違いがありますが、最小限として、①心理的に他の性に属しているとの確信をもち、②身体的にもそのような特徴を備えるに至っていること（国による違いがある）③生殖不能となっていること、などは大体共通しています。性別変更が公に認められれば公的な関係で他の性に変更した者（以下「性別変更者」という）として扱われます。

性別変更者は結婚できるか

性別変更者が他の性の者と結婚できることは言うまでもありません。近時同性婚を認める国もあり、婚姻ではないが同性者同士が民事連帯契約を結んだ家族的パートナーに婚姻したと同様の効果を認める国もあります。このような国では、性別変更者と同じ性の者が家族的パートナー関係を結ぶことも可能です。

性別変更者は親になれるか

性別変更者は生物学的に他の性になったわけではないし、性別変更を認めるのは生殖能力のないことが前提で

すから、性別変更者は遺伝的に繋がりのある子をもつことができないのは明らかです。問題は、元女性が男性になり、パートナーの女性が他の男性の精子により生殖補助医療（Artificial Insemination by Donor、略称A I D）を受けて子を儲けた場合、夫である男性が父と認められるか、すなわち父親となりえるかということです。さらに男性が女性に変更する前に採取し凍結した精子を用いて同性婚のパートナーである女性が生殖補助医療（Artificial Insemination by Husband、略称A I H）を受けて子を儲けた場合二人の子と認められるかという問題もありえます。

諸外国の動向

イギリスでは、2004年ジェンダー承認法が成立し性別変更者の権利が認められ、2008年同性同士のカップルの一方が他方のA I Dに同意した場合には生まれた子の親となることが規定されました。

アメリカは州によりさまざまですが、アラバマ州では2010年家族的パートナーとの間で一方が他方の同意をえてA I Dで子を儲けた後関係を解消したケースでA I Dに同意した者は事実上の親（de facto parent）であると認める趣旨の判決があり、ウィスコンシン州でも2011年同様の趣旨の判決がありました。

フランスでは、2006年同性パートナー同士の間の民法377条による親権行使の委譲請求に対し、長期の安定した関係でパートナーに親権の一部を委譲し共同

行使させることは子の利益にかなうという判決がありました。

ドイツでは、1980年に25歳以上、未婚で性同一性障害により3年以上外観に対応する生活を余儀なくされてきた者は裁判所に名と性別変更の確認を求められることができるとする法律が制定され、82年には未成年者でも請求できることとなり、2008年の判決により未婚要件も削除されました。2009年には元男性が性別適合手術を受けて女性に性別を変更する前に凍結保存していた精子を用いてパートナーがAIHの手法により儲けた子の出生登録簿に男性名で父としての記載を認める判決がありました。

日本における立法と実績

前項では詳細を省略しましたが、諸外国では性別変更が法律や判例で認められるまで相当長い期間一少なくとも十数年一の経過がありました。わが国では議員提案により平成15年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下「特例法」という）があっさり成立し、翌年7月に施行されました。この法により、家庭裁判所で性別変更が認められるのは、2人以上の医師の診断書及び以下の要件が満たされる場合とされました。①20歳以上、②現に婚姻していない、③現に子がいない（平成20年に「現に未成年の子がいない」と改正）、④生殖腺がない又はその機能を永続的に欠く、⑤他の性の性器に係る部分に近似する外観を備えている。

この法により全国の家裁判所で性別変更が認容されたのは、平成17年229件、18年247件、19年268件、20年422件、21年448件、22年527件、23年609件です。

名・性別変更と戸籍

名は本人にとってのみならず社会的にも重要なものですから、戸籍上の名の変更は家庭裁判所に申し立て、正当な事由があるとして審判で許可された場合にのみ可能です。性同一性障害はその事由の一つとなり、家庭裁判所は必要性、社会的定着度等を考慮して判断しています。

わが国における特殊な状況は、世界に類のない完備した戸籍制度があることです。夫婦と未婚の子は同一の籍に入ります。戸籍簿には筆頭者と家族各々につき、本人の名、生年月日、性別、父母の名、父母との続柄（嫡出子については、長男、二女のように順番が振られる）などが記載されます。父又は母が性別変更すると混乱が生じるので、性別変更者の戸籍に他に記載されている者がいるときは性別変更者には新戸籍が編成されることになりました。しかし戸籍は本人の現在のものと、除籍になったものや関連する親族のものとも関連づけられます。関連戸籍を調べると本人の父とされている者が女性になったとか、父として届けられても元女性であったことが分かります。特例法の適用を示す事項が身分事項欄に記載

されますが、この事項が転籍したり、新戸籍を編成したりした場合について回ることも問題です。性別変更者やその親族のプライバシーを守るためにこれらについて考える必要があると思われます。

戸籍の記載をはじめ、性別変更の要件など今後のあり方について学界では活発に議論されています。

AIDによる子の父はだれか

AIDは夫の側に不妊原因のある場合の医療の一手法として昭和24年から始められ、AIDで出生した子の嫡出子としての届出は形式的要件が整っていれば受理されてきました。この扱いは行政上も、判例、学説でも認められ、夫が裁判所に嫡出子否認を訴えてもAIDに同意していた場合には否認は認められません。ところが、夫が女性から男性に性別変更した者である場合妻が子を儲ければ、戸籍係には妻が婚姻中に夫により懐胎した子ではないことが分かります。このために民法772条による夫の子としての推定が及ばないとして夫婦の間の嫡出子としての届出を受理しないケースが生じました。ある夫婦は出生届をしたところ、父の欄に記載しないで、妻の嫡出でない子として受理されたので、夫婦の間の嫡出子として戸籍に記載するよう、家庭裁判所に戸籍訂正審判の申立てをしました。

この点について学者の間では、現行法の下では嫡出子として受理されないのはやむをえないという消極説と、民法でも特例法でも別段の規定がないのに性別変更者を差別扱いは許されないので嫡出子として受理すべきであるとする積極説とがあります。

おわりに

性別変更は民法、戸籍法その他多くの法や医療とも関連していますが、これについて当局も学界も十分に論議するいとまがないうちに特例法が可決されたのでいろいろな問題が残っており、法の整備が必要となるでしょう。

前項のケースもその一つですが、こうした問題が起こる背景として、行政機関と消極説をとる学者に、戸籍には親子の生物学的関係を正確に記載しなければならないという固定観念があるのではないかと想像されます。しかし戸籍の記載は常に真実と合致すべきであるとは法も想定していないのです。たとえば夫の子として推定を受ける子については、否認権者、否認期間に制限がありその範囲内でなければ嫡出子否認は認められません。これは家庭の平和を守り子の親を早期に確定し社会に定着させることを生物学的正確さより優先させているからです。性同一性障害者に一定の要件の下で性別変更を認める以上、行政が出生届について事実関係に立ち入って親子関係を審査することは国民の家庭生活への過度の介入であり、性別変更者を差別扱いは法の下での平等に反するのではないのでしょうか。

宝くじは、 地方自治体の公共事業等に 幅広く使われています。

ワクワク、
続々。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。